

「介護報酬早見表」 2015年4月版 追補

(2015年4月28日第1版1刷)

2017年4月10日 医学通信社

「介護報酬」の変更箇所

(平成29年3月4日付官報, 平成29年3月16日付介護保険最新情報vol.583より)

◆p.26, 左段4行目～11行目を修正

(訪問介護費)

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.34, 右段下から23行目～16行目を修正

(訪問入浴介護費)

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イ及びロにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イ及びロにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イ及びロにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.62, 左段下から4行目～右段6行目を修正

(通所介護費)

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.77, 左段4行目～11行目を修正

(通所リハビリテーション費)

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.86, 右段下から4行目～p.87, 左段4行目を修正

(短期入所生活介護費)

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.98, 左段下から18行目～下から11行目を修正

(短期入所療養介護費(介護老人保健施設))

- (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.110, 左段下から25行目～18行目を修正

〔短期入所療養介護費（療養病床を有する病院）〕

- (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.116, 右段24行目～31行目を修正

〔短期入所療養介護費（診療所）〕

- (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.122, 右段6行目～13行目を修正

〔短期入所療養介護費（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院）〕

- (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.132, 右段11行目～18行目を修正

〔特定施設入居者生活介護費〕

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.158, 左段最下行～右段7行目を修正

〔介護福祉施設サービス〕

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからタまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからタまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからタまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.177, 左段下から14行目～下から7行目を修正

〔介護保健施設サービス〕

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからツまでにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからツまでにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからツまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.194, 左段26行目～33行目を修正

〔介護療養施設サービス（療養病床を有する病院）〕

- (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(17)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(17)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(17)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.202, 右段下から30行目～下から23行目を修正

〔介護療養施設サービス（療養病床を有する診療所）〕

- (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.210, 右段25行目～32行目を修正

〔介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院）〕

- (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(14)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(14)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(14)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.223, 右段下から22行目～下から15行目を修正

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護費)

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.229, 右段下から29行目～下から22行目を修正

(夜間対応型訪問介護費)

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.237, 右段下から26行目～下から19行目を修正

(地域密着型通所介護費)

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.243, 左段下から20行目～下から13行目を修正

(認知症対応型通所介護費)

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の104に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.251, 右段下から23行目～下から16行目を修正

(小規模多機能型居宅介護費)

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからりまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからりまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからりまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.258, 左段下から8行目～最下行を修正

(認知症対応型共同生活介護費)

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.264, 右段下から17行目～下から10行目を修正

(地域密着型特定施設入居者生活介護費)

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.277, 左段27行目～34行目を修正

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからツまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからツまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからツまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.290, 右段8行目～15行目を修正

(複合型サービス費)

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.297, 左段2行目～9行目を修正

(介護予防訪問介護費)

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.301, 右段17行目～24行目を修正

(介護予防訪問入浴介護費)

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イ及びロにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イ及びロにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イ及びロにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.320, 右段最下行～p.321, 左段7行目を修正

(介護予防通所介護費)

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.326, 右段下から8行目～最下行を修正

(介護予防通所リハビリテーション費)

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.332, 左段下から21行目～下から14行目を修正

(介護予防短期入所生活介護費)

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.340, 右段下から26行目～下から19行目を修正

(介護予防短期入所療養介護費(介護老人保健施設))

- (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.350, 右段15行目～22行目を修正

〔介護予防短期入所療養介護費（療養病床を有する病院）〕

- (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.356, 右段29行目～36行目を修正

〔介護予防短期入所療養介護費（診療所）〕

- (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.361, 右段21行目～28行目を修正

〔介護予防短期入所療養介護費（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院）〕

- (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.367, 右段下から6行目～p.368, 左段2行目を修正

〔介護予防特定施設入居者生活介護費〕

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.378, 右段20行目～27行目を修正

〔介護予防認知症対応型通所介護費〕

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の104に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.384, 右段下から31行目～下から24行目を修正

〔介護予防小規模多機能型居宅介護費〕

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆p.389, 右段7行目～14行目を修正

〔介護予防認知症対応型共同生活介護費〕

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

◆各介護サービス費における「介護職員処遇改善加算」の基準を下記のとおり改める（p.26, p.35, p.62, p.77, p.87, p.98, p.110, p.117, p.122, p.132, p.158, p.177, p.194, p.203, p.211, p.224, p.230, p.238, p.243, p.252, p.258, p.265, p.277, p.290, p.297, p.302, p.321, p.327, p.332, p.341, p.351, p.357, p.362, p.368, p.379, p.385, p.389）。

➡ 新設された「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」の基準は、従前の(Ⅰ)の基準に以下の規定を加えたものとする。
(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全て

の介護職員に周知していること。

➔ 「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」の新設に伴い、従前の「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」とし、「(Ⅱ)」を「(Ⅲ)」とし、「(Ⅲ)」を「(Ⅳ)」とし、「(Ⅳ)」を「(Ⅴ)」として名称変更するが、基準については従前のままとする。

◆p.407, 左段下から29行目の次に挿入

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

◆p.407, 左段下から25行目の次に挿入

ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

◆p.407, 左段下から24行目を修正

ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

◆p.407, 左段下から5行目～3行目を修正

ニ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

◆p.407, 左段下から2行目を修正

ホ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)

◆p.414, 左段12行目の次に挿入

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

◆p.414, 左段16行目の次に挿入

ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

◆p.414, 左段17行目を修正

ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

◆p.414, 左段下から28行目を修正

ニ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

◆p.414, 左段下から25行目を修正

ホ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)

介護改定Q&A

(29.3.16介護保険最新情報vol.583)

◆p.782, 右段13行目の次に以下のQAを挿入

【介護職員処遇改善加算(キャリアパス要件Ⅲ)】

Q キャリアパス要件Ⅲと既存のキャリアパス要件Ⅰとの具体的な違い如何。

A キャリアパス要件Ⅰについては、職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備することを要件としているが、昇給に関する内容を含めることまでは求めていないものである。一方、新設する介護職員処遇改善加算(以下「加算」という)の加算(Ⅰ)(以下「新加算(Ⅰ)」という)の取得要件であるキャリアパス要件Ⅲにおいては、経験、資格又は評価に基づく昇給の仕組みを設けることを要件としている。

Q 昇給の仕組みとして、それぞれ『①経験, ②資格, ③評価のいずれかに応じた昇給の仕組みを設けること』という記載があるが、これらを組み合わせて昇給の要件を定めてもいいか。

A お見込みのとおりである。

Q 昇給の方式については、手当や賞与によるものでも良いのか。

A 昇給の方式は、基本給による賃金改善が望ましいが、基本給、手当、賞与等を問わない。

Q 資格等に応じて昇給する仕組みを設定する場合において、「介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する」とあるが、具体的にはどのような仕組みか。

A 本要件は、介護福祉士の資格を有して事業所や法人に雇用される者がいる場合があることを踏まえ、そのような者も含めて昇給を図る観点から設けているものであり、例えば、介護福祉士の資格を有する者が、介護支援専門員の資格を取得した場合に、より高い基本給や手当が支給される仕組みなどが考えられる。

Q キャリアパス要件Ⅲによる昇給の仕組みについて、非常勤職員や派遣職員はキャリアパス要件Ⅲによる昇給の仕組みの対象となるか。

A キャリアパス要件Ⅲによる昇給の仕組みについては、非常勤職員を含め、当該事業所や法人に雇用される全ての介護職員が対象となり得るものである必要がある。

また、介護職員であれば派遣労働者であっても、派遣元と相談の上、介護職員処遇改善加算の対象とし、派遣料金の値上げ分等に充てることは可能であり、この場合、計画書・実績報告書は、派遣労働者を含めて作成することとしている。新加算(Ⅰ)の取得に当たっても本取扱いに変わりはないが、キャリアパス要件Ⅲについて、派遣労働者を加算の対象とする場合には、当該派遣職員についても当該要件に該当する昇給の仕組みが整備されていることを要する。

Q キャリアパス要件Ⅲの昇給の基準として「資格等」が挙げられているが、これにはどのようなものが含まれるのか。

A 「介護福祉士」のような資格や、「実務者研修修了者」のような一定の研修の修了を想定している。また、「介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組み」については、介護職員として職務に従事することを前提としつつ、介護福祉士の資格を有している者が、「介護支援専門員」や「社会福祉士」など、事業所が指定する他の資格を取得した場合に昇給が図られる仕組みを想定している。

また、必ずしも公的な資格である必要はなく、例えば、事業所等で独自の資格を設け、その取得に応じて昇給する仕組みを設ける場合も要件を満たし得る。ただし、その場合にも、当該資格を取得するための要件が明文化されているなど、客観的に明らかとなっていることを要する。

Q 『一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み』とあるが、一定の基準とは具体的にどのような内容を指すのか。また、「定期に」とは、どの程度の期間まで許されるのか。

A 昇給の判定基準については、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。また、判定の時期については、事業所の規模や経営状況に応じて設定して差し支えないが、明文化されていることが必要である。

Q キャリアパス要件Ⅲを満たす昇給の仕組みを設けたが、それによる賃金改善総額だけでは、加算の算定額を下回る場合、要件は満たさないこととなるのか。

A キャリアパス要件Ⅲを満たす昇給の仕組みによる賃金改善では加算の算定額に満たない場合においても、当該仕組みによる賃金改善を含め、基本給、手当、賞与等による賃金改善の総額が加算の算定額を上回っていればよい。

Q 新加算(Ⅰ)取得のため就業規則等の変更を行う際、役員会等の承認を要するが、平成29年度について、当該承認が計画書の提出期限の4月15日までに間に合わない場合、新加算(Ⅰ)を算定できないのか。

A 計画書に添付する就業規則等について、平成29年度については、4月15日の提出期限までに内容が確定していない場合には、その時点での暫定ものを添付することとしてよい。ただし、その内容に変更が生じた場合、確定したものを6月30日までに指定権者に提出すること。

Q 平成29年4月15日までに暫定のものとして添付した就業規則等につき、役員会等の承認が得られなかった場合や、内容に変更が生じた場合、新加算(Ⅰ)は算定できないのか。

A 事業所や法人内部において承認が得られなかった場合や、内容に変更が生じ、結果としてキャリアパス要件Ⅲを満たさない場合については、新加算(Ⅰ)は算定できないが、新加算(Ⅰ)以外の区分の算定要件を満たしていれば、変更届を提出の上、当該区分の加算を取得できる。また、内容の変更が軽微で、変更後の内容がキャリアパス要件Ⅲを満たす内容であれば、変更届の提出を要することなく、新加算(Ⅰ)を取得できる。

◆p.782、右段26行目の次に以下のQAを挿入

Q 介護職員処遇改善加算に係る加算率について、今回の改定後の介護職員処遇改善加算Ⅱ及びⅢの加算率が改定前と変わっているのはなぜか。

A 新加算(Ⅰ)の創設に伴い、最新の介護職員数と費用額の数値に基づき、介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)の加算率を改めて設定し直したものであり、介護職員1人当たりの賃金改善額として見込んでいる金額(27,000円相当、15,000円相当)が変わったものではない。

【介護職員処遇改善加算(総合事業に関する取扱い)】

Q 介護報酬によるものと総合事業によるものを一体的に提供している場合、計画書や実績報告書は各1枚で提出して差し支えないか。

A 差し支えない。

Q 総合事業における介護職員処遇改善加算について、「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発0609001号厚生労働省老健局長通知)別添1に定める介護職員処遇改善とは別に、市町村の判断により、介護予防訪問介護等の単価以下となるよう留意の上で、事務職員等介護職員以外の職員を対象とする処遇改善加算を設けて良いか。

A 差し支えない。

2017年4月介護報酬改定の概要

1. 平成29年度介護報酬改定のねらい

介護人材について、さらなる処遇改善に引き続き取り組むべき、競合する他産業との賃金差を解消するために、2016年8月2日に閣議決定された「未来への投資を実現する経済対策」において、「介護保険制度の下で、介護人材の処遇については、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を平成29年度から実施する」とされ、2017年4月、臨時の介護報酬改定が行われることが決定されました。

2. 改定の内容

①改定率について

介護人材の処遇改善について、2017年4月より、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の処遇改善を実施するため、臨時に1.14%の介護報酬改定を行います。

(参考)

介護報酬改定率：1.14%

(うち、在宅分0.72%，施設分0.42%)

注) 内訳は、1.14%のうち、在宅分、施設分の内訳を、試算したものの。

②平成29年度介護報酬改定の基本的な考え方とその対応

- 事業者による、昇給と結びついたかたちでのキャリアアップの仕組みの構築について、手厚く評価を行うための区分を新設する。
- 新設する区分の具体的な内容については、現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の算定に必要な要件に加えて、新たに、「経験若しくは資格等に依りて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること(就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む)」とのキャリアパス要件を設け、これらを全て満たすことを要することとする。

③各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

②に基づき、介護職員処遇改善加算の区分と加算率については、以下のとおり(図表1、図表2)とします。

図表1 介護職員処遇改善加算の区分(1/18介護給付費分科会資料より引用)

	加算(Ⅰ) (新規) (月額3万7千円相当)	加算(Ⅱ) [※旧加算(Ⅰ)] (月額2万7千円相当)	加算(Ⅲ) [※旧加算(Ⅱ)] (月額1万5千円相当)	加算(Ⅳ) [※旧加算(Ⅲ)] [加算(Ⅲ)×0.9]	加算(Ⅴ) [※旧加算(Ⅳ)] [加算(Ⅲ)×0.8]
算定要件	キャリアパス要件Ⅰ 及び キャリアパス要件Ⅱ 及び キャリアパス要件Ⅲ + 職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組)	キャリアパス要件Ⅰ 及び キャリアパス要件Ⅱ + 職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組)	キャリアパス要件Ⅰ 又は キャリアパス要件Ⅱ + 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ + 職場環境等要件のいずれかを満たす	キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ + 職場環境等要件のいずれも満たさず

(注)「キャリアパス要件Ⅰ」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること

「キャリアパス要件Ⅱ」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること

「キャリアパス要件Ⅲ」…経験若しくは資格等に依りて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること

※ 就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

図表2 介護職員処遇改善加算に係る加算率について(1/18介護給付費分科会資料より引用)

1. 加算算定対象サービス

サービス区分	介護職員処遇改善加算の区分に応じた加算率				
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
・(介護予防)訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%		
・(介護予防)訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%		
・(介護予防)通所介護 ・地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%		
・(介護予防)通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%		
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%	加算(Ⅲ)により算出した単位×0.9	加算(Ⅲ)により算出した単位×0.8
・(介護予防)認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%		
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%		
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%		
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・(介護予防)短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%		
・介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	3.9%	2.9%	1.6%		
・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	2.6%	1.9%	1.0%		

2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%